令和6年度京都府立学校における学習用端末調達等業務に係る質問回答

番号	質問内容	回答
1	1. 持込み端末の詳細について ・『01_端末調達等公募要領』P.4に以下の記載がございますが、持ち込み端末の詳細 (メーカー名・機種名、OS、台数など)についてご教示いただけませんでしょうか。 「カ 持込み端末への対応 本業務で調達する端末以外の生徒が所有する端末(持込み端末)に対して、本業務で調達する端末と同様のMDMの導入、設定を実施するための仕組みについて提案すること。」	持ち込み端末の条件として、OSがiPadOSで、最新の状態にアップデートができる端末としています。また、画面サイズはおよそ10インチ以上としています。なお、持ち込み端末について、令和5年度は5台程度です。(特別支援学校)
2	2. 販売業者と実際の販売先について ・『08_調達・納品スケジュール』に「生徒(保護者)は各学校において販売業者から購入 手続きを行う。」と記載がありますが、「販売業者」とは本公募型プロポーザルの落札業 者のことを指しますでしょうか。 この場合、落札業者が機器を設定の上学校に納品するという内容の図がありますが、落札 業者の実際の販売先は生徒および保護者・各学校・京都府教育委員会のいずれになります でしょうか。なお、実際の販売先とは、物品を納入したのち、落札業者が請求書を送付す る宛先のこと(=代金を支払う者)を指しております。	公募型プロポーザルでは調達業者を決定いたします。販売業者とは公募型プロポーザルで決定した調達業者の端末を実際に販売する小売業者を示します。 実際の販売の流れとしては調達業者 → 販売業者(小売業者) → 生徒及び保護者となります。公募型プロポーザルで調達業者を決定後、販売業者(小売業者)向けの説明会を行い、決定した調達業者から調達できるか、ECサイトの開設は可能か、生徒と販売業者(小売業者)との直接やり取りで販売できるかなどを確認した内容をリストにして学校に配布し、学校はリストを元に販売業者(小売業者)を決定する流れとなります。調達業者は販売業者(小売業者)に、販売業者(小売業者)は生徒及び保護者に請求していただくことになります。
3	3. MDM日本語化対応 固有名詞の対応について ・『06_仕様書』内4 (2) イ (ウ) に「ユーザーインターフェースは完全日本語対応であること。」とありますが、Apple、iPadなど固有名詞は含まないと理解して良いでしょうか。	固有名詞は含みません。
4	4. MDM日本語化対応 日本語マニュアルでの補完対応 ・『06_仕様書』内4 (2) イ (ウ) に「ユーザーインターフェースは完全日本語対応であること。」とありますが、ご提案を検討している製品では説明や機能のほとんどのUIは日本語化されておりますが一部名称が英語表記になっている部分がございます。この場合、日本語マニュアルの提供を持って補完することは可能でしょうか。	可能です。
5	5. 共同企業体での参加による参加資格充足可否について ・『01_端末調達等公募要領』内 3 参加資格について、弊社は (7) (8) の条件を満たすことが出来ません。 この場合、 (7) (8) を満たす業者との共同企業体として 6 応募書類 (1) クの書類を提出することで弊社も含め参加資格を満たすと判断いただくことは可能でしょうか。 それとも、共同企業体としての参加の場合はそこに含まれるすべての業者が 3 参加資格の全ての資格を満たす必要がありますでしょうか。	(7)(8)を満たす業者との共同企業体として参加していただいて問題ありません。 6 応募書類(1)クの書類を必ず提出ください。